

長年、大学法学部・大学院法学研究科において刑事政策（犯罪学または刑事学を含む）を担当している者として、近年のわが国においては「刑事政策の冬の時代」ともいふべき状況が到来しているような、一種の危機感を抱くことが多い。学部学生などの間で、犯罪や刑罰に関する問題関心は高いにもかかわらず、2000年以降の旧司法試験において、刑事政策を含む「法律選択科目」が廃止されたこと、また、2006年以降の法科大学院制度下における新司法試験の「選択科目」においても刑事政策は含まれなかったことから、刑事政策などを受講する学生が従前よりも低迷傾向にあるように思える。加えて、既存の大学院法学研究科における研究者養成の面においても、実学重視の法科大学院制度の影響で、他の法学分野と同様に、刑事政策を専門とする研究者の養成が大変困難な状況に置かれている。このような厳しい状況の中で、なんとか刑事政策研究および教育を活性化するために何かしなければならぬと思っていた矢先に、今回、法律文化社による新企画シリーズ『リーディングス刑事法（刑法・刑事訴訟法・刑事政策）』の一環として『リーディングス刑事政策』の編集を依頼されたことは、われわれ編者にとっては望外の喜びであった。

しかし、本書の編集を快諾したものの、本シリーズの全体的趣旨を反映できるように、刑事政策の分野における基本文献を選別する作業は、われわれ編者にとっては、大変困難なものであった。日本の刑事政策（犯罪原因論を除く）が「これまで蓄積した知の財産目録を俯瞰し、現在までの到達点を示すとともに、刑事政策の基礎を示す（学部レベルで読んでいることが期待され、修士レベルでは必読の文献）」という編集方針の下で、刑事政策の主要論点を30項目（30作品）に絞り、それらを体系的に5部構成に分け、配列した。すなわち、「目次」では

1章から30章までの項目が通し番号のみで配列されているが、編者の意図としては、第Ⅰ部「刑事政策の基礎概念」(1章と2章)、第Ⅱ部「刑罰の理論と制度」(3章から7章まで)、第Ⅲ部「刑事司法手続段階の刑事政策」(8章から15章まで)、第Ⅳ部「犯罪者処遇制度」(16章から22章)、第Ⅴ部「21世紀における刑事政策の新動向と展望」(23章から30章)に体系的に分類しうるものとして配列したつもりであることを、ひとこと付言しておきたい。それはそれとして、当然に、本書で取りあげられなかった重要文献も数多く存在するが、それらについては、本書中の「関連文献」または各執筆者の「解説」部分において参考文献として紹介されているので、ぜひともそれらの文献をも併せて読んでいただければ問題の理解に役立つことであろう。

なお、本シリーズは「リーディングス」という新しい教材スタイルを採用したある意味日本では画期的な企画である。欧米の大学テキストなどでよく見られる犯罪学 (criminology) や刑事司法 (criminal justice) の Readings (著書の一部または論文の原典を収録したアンソロジー・タイプのもの) と同一のものを日本で出版することはわが国の出版社間における著作権法上の問題があって、現時点では実現はほぼ不可能な状況にある。よって、今回の『リーディングス刑事政策』では、各執筆者の方々には、次のような内容構成にすることでリーディングス「的」なものとするように、執筆していただいた。すなわち、各項目ごとに、基本文献の意義および文献解題的な説明を重点に執筆することを主目的としながら、その目的の範囲内で原典の直接引用は、必要最小限度にとどめることにするというものである。

このような編集目的から、本書の各項目の内容構成としては、まず第一に、「原著者紹介」の見出しでは、原典執筆者の学問的背景をかいつまんで紹介する。第二に、「基本文献の意義と位置づけ」の見出しでは、なぜ基本文献が刑事政策の分野において重要な研究業績といえるのか、その意義と位置づけについて記述する。第三に、「基本文献 (原典)」の見出しでは、基本文献のうち最も重要な部分または当該文献の特徴を最も示す部分を必要最小限度に引用する。第四に、「解説」の見出しでは、基本文献の理解に役立つよう、文献解題的な説明を重点的に展開する。最後に、「関連文献」として、関連文献を1つまたは2つ程度掲げ、その意義と内容を簡単に紹介する、というものである。

本書は、現在、刑事政策の分野において第一線で活躍中の刑事政策の専門家がナビゲータを務め、はじめて刑事政策を学ぼうとする学部学生にとっては刑事政策の入口として、また、これからの若手研究者あるいは研究者を志望しつつある学部学生・大学院生・ロースクール生などにとっては自分自身の学習やより理解を試す指標として格好の参考書となることを目的としている。とはいえ、本書を利用することだけで刑事政策の学習や研究が完結するわけではない。本書をきっかけとして、読者諸兄がさらに自分自身の基本文献リストを拡大しようように勉学を深化させていくことを编者としては強く願っている。このような本書の新しい試みが成功するか否かは、読者諸兄の判断にゆだねざるをえないが、本書がわが国における刑事政策研究および教育の発展に少しでも貢献することができれば望外の幸せである。

最後に、本書の企画編集の趣旨にご賛同していただき、名実ともに日本を代表する若手・中堅・ベテランの刑事政策研究者の方々が総力を挙げて、きわめて多忙な中、執筆していただいたことに编者として心より感謝申し上げる次第である。各執筆者による基本文献の分析の仕方にはそれぞれの問題関心が反映されており、きわめて興味深いところがある。刑事政策を学ぶ初心者を読者にとっては今後の学習および研究をしていく上で、各執筆項目は、ひとつの研究スタイルのモデルを提供するものといえよう。

また、法律文化社編集部の中掛川直之氏には、企画から出版に至るまで、多くの助言と励ましをいただいたことに厚く御礼申し上げます。掛川氏の斬新な発想力と企画力そして各執筆者との連絡調整役という大変な労苦をその粘り強い忍耐力と若いエネルギーで見事に大役を果たされ、われわれ编者をサポートしていただいた。とりわけ、校正原稿の編集時期の渦中に、编者の1人が長期の在外研究のため米国に滞在していたこともあって、編集部の掛川氏にはいろいろとご迷惑とご心配をおかけしたことを改めてお詫びするとともに、なんとか出版にまでたどり着けるようにわれわれ编者を忍耐強くリードしていただいたことに対して、この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。次第である。

2015年12月26日

朴 元奎  
太田 達也